平成２８年（フ）第９７号
函館市本町30番22号、住民票上の住所函館市花園町39番８号
債務者　塚尾　仁一
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１１１号
函館市船見町３番３号　１号
債務者　石川　貴章
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４５号
岐阜県大垣市浅草１丁目305番地１
債務者　大神　広和
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
和歌山市有本333番地　佐野マンション１－６
債務者　小橋　正規
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４１号
和歌山市湊５丁目６番24号
債務者　松本　道成
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４９号
和歌山県橋本市神野々638番地の４
債務者　吉岡　朋昭
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５２号
和歌山市鳴神139番地
債務者　古家禮次郎
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５６号
和歌山県紀の川市貴志川町神戸958番地　田村アパート８号
債務者　市川　信子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４４号
福岡県築上郡築上町大字安武1065番地
債務者　小春　晴人
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
福岡県行橋市大字元永280番地105
債務者　大森英梨咲
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第５４号
福岡県行橋市大字今井2490番地６　今井団地１－61号
債務者　佐藤　久和
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
秋田県横手市平鹿町醍醐字鰌田４番地２　アイリス和賀106号室
債務者　片野　彦樹
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第５６４号
さいたま市見沼区大字蓮沼787番地３、旧住所さいたま市大宮区天沼町１丁目290番地　岩崎荘201
債務者　濱崎　　徹
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２２号
新潟県見附市新町１丁目４番23号
債務者　若月恵美子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
新潟県十日町市中条丙1687番地１、前住所新潟県十日町市下条２丁目894番地１
債務者　水落　　司
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
新潟県小千谷市旭町７番34号　旭町県営アパート143号
債務者　星野　賢吾
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
新潟県柏崎市長浜町２番８－７号　コーポひろみ、前住所新潟県柏崎市比角１丁目４番12号
債務者　吉野　哲之
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係